

平成24年度第17回教育研究評議会 議事要旨

日時 平成25年1月9日（水）15時25分開会

場所 第1会議室

出席者 18名

山本学長，和田理事（総務・財務担当副学長），大矢理事（教育担当副学長），奥田副学長，鈴木評議員（言語センター長），李評議員（ビジネス創造センター長），平沢評議員（情報処理センター長），寺坂評議員（経済学科長），プラート評議員（商学科長），多木評議員（企業法学科長），持田評議員（社会情報学科長），小田評議員（現代商学専攻長），近藤評議員（アントレプレナーシップ専攻長），横田評議員（経済学科教授），林評議員（企業法学科教授），中村（隆）評議員（社会情報学科教授），上野評議員（一般教育等教授），山本（久）評議員（言語センター教授）

公欠者 3名

穴沢評議員（国際交流センター長），岡部評議員（一般教育系学科主任），瀬戸評議員（アントレプレナーシップ専攻教授）

欠席者 1名

金評議員（商学科教授）

議事に先立ち，山本学長から，議題「平成25年度ウィーン経済大学との相互理解覚書（交流協定）及び学生交換協定の締結（更新）」についてを追加する旨，説明があった。

続いて，事前に配付している前回（平成24年12月12日）開催の平成24年度第16回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審 議 事 項

1. 国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与について

鈴木称号授与審査委員会委員長から，国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与について，審議資料1-1（下川哲央氏に関する特認名誉教授の称号付与に関する審査資料）及び審議資料1-2（相内俊一氏に関する特認名誉教授の称号付与に関する審査資料）に基づき，提案があった。

続いて，審議が行われ，原案どおり，両者に特認名誉教授の称号を付与することが承認された。

承認後，山本学長から，両者に対して本日（平成25年1月9日）付けで特認名誉教授の称号を付与する旨，発言があった。

2. 平成25年度ウィーン経済大学との相互理解覚書（交流協定）及び学生交換協定の締結（更新）について

山本学長から，平成25年度ウィーン経済大学との相互理解覚書（交流協定）及び学生交換協定の締結（更新）について，提案があった。

続いて、大矢理事から、審議資料2に基づき、説明があった。

なお、大矢理事から、本件については、平成24年12月21日開催の持ち回り国際交流委員会において、了承されていること、また、本協定の締結の日付については、既に期限が済んでいるが、承認後は、平成24年12月20日付けで署名をすることについて、ウィーン経済大学との間で合意されていることについて、補足説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、2月8日（金）に開催する予定である。

以 上